

広島県告示第三百九十一号

平成二十四年広島県告示第七七十号（社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定により知事が定める給付金）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定により知事が定める給付金を定める給付金</p>	<p>社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第四十号）第十三条の規定により、知事が定める給付金を児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による児童手当及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）の規定による子ども手当とする。</p>